

滋賀大学データサイエンス博士後期課程 学生フェローシップ事業について

「滋賀大学データサイエンス博士後期課程学生フェローシップ事業」は、本学データサイエンス研究科博士後期課程学生に対し、処遇の向上及び博士後期課程修了後の安定的なキャリアパスの確保を目的として支援金を支給する制度です。

概要等

- * 支 援 内 容…研究専念支援金（給与所得として年額 240 万円）の支給。
 - * 支 援 期 間…1 年
 - * 最大支援期間…3 年（入学年から 3 年間）（※毎年度、フェローシップ事業への申請・審査が必要）
 - * 採 用 人 数…若干名
 - * 申 請 対 象…本学博士後期課程の学生であり、下記の条件を満たす者
 - (1) 優れた研究能力を有し、研究に専念できる環境を希望する者であること。
 - (2) フェローシップ事業採択予定年度の 4 月 1 日において、本研究科博士後期課程に在籍もしくは在籍見込であること。
 - (3) 独立行政法人日本学術振興会特別研究員、国費外国人留学生（国費外国人留学生制度実施要項（昭和 29 年 3 月 31 日文部大臣裁定）第 2 条に定めるものをいう。）又は本国からの奨学金等の支援を受ける学生でないこと。
 - (4) フェローシップ事業への申請を行う年度（採択予定年度の前年度）において、独立行政法人日本学術振興会特別研究員制度に申請し、順位が B 以上であること。
 - (5) 社会人の入学者（学校基本調査規則（昭和 27 年文部省令第 4 号）第 1 条に定める学校基本調査における博士課程入学者のうち社会人として扱われるものをいう。）でないこと。
- ※継続してフェローシップ事業に申請する場合、(1)～(5)の要件を改めて満たす必要があります。
- * 申 請 方 法…別紙様式「滋賀大学データサイエンス博士後期課程学生フェローシップ事業申請書」および必要書類を提出してください。
 - * 申 請 期 間…令和 9 年 2 月 1 日（月）～令和 9 年 2 月 26 日（金）

審査基準

選考に係る審査は、独立行政法人日本学術振興会特別研究員申請書類に係る評点結果等により審査します。

採否の通知

令和 9 年 4 月以降、別途通知します。なお、速やかに支給手続を行うため、振込先口座等を予めご準備ください。

支払時期

原則 1 か月に 1 度、支給対象学生の届け出た金融機関の口座振込により支給予定です。